

新生児お一人につき**11万円**を支給します。



「新生児特別臨時給付金」

「おうちで子育て応援臨時特別給付金」のお知らせ

長浜市では、コロナ禍で不安な日々が続く中、感染防止に留意しながら出産をされ、子育て生活を送っているご家庭を支援するために、国の特別定額給付金（10万円の給付金）の基準日（4月27日）を過ぎてお生まれになったお子さんを対象に、「新生児特別臨時給付金」（新生児お一人につき10万円）を支給します。

また、新生児の育児を支援するために、紙オムツやミルク等のベビー用品代にあてていただけるよう、新生児特別臨時給付金10万円に加え、「おうちで子育て応援臨時特別給付金」（新生児お一人につき1万円）を併せて支給します。

どんな給付金？

給付額	新生児お一人につき11万円 ※内訳：新生児特別臨時給付金10万円 おうちで子育て応援臨時特別給付金1万円
対象者	次の2点に該当する方が対象者です。 (1) 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた方。 (2) 出生後の初めての住民登録が長浜市でされており、申請書受付日時点においても引き続き長浜市にお住まいの方。
受給者	原則として新生児と同住所の母親
申請期限	令和3年4月30日



申請方法は？

申請者（母親）

「新生児特別臨時給付金」の申請書を記入し、確認書類を添付して返信用封筒で申請書を長浜市に郵送してください。

① 郵送



長浜市役所

申請内容を確認し、振込手続きをします。

受付後3週間程度を目途に給付金を振り込みます。

※10万円と1万円は別々に振り込みます。
※振込は口座振替通知書(ハガキ)でお知らせします。



② 振込

※「おうちで子育て応援臨時特別給付金」の個別のお手続きは不要です。「新生児特別臨時給付金」の申請と同時に、市役所で対象者に該当しているかを確認します。なお、「おうちで子育て応援臨時特別給付金」は子育て支援課から支払をいたします。

こういうときは？(Q&A)

Q 1 申請書はどこでもらえますか？

A 1 出生届が提出され、長浜市への住民登録が確認された後に、市役所から対象のご家庭に申請書を送付します。

Q 2 振込先の口座は、誰の口座でもいいですか？

A 2 原則として、対象となるお子さんの母親の口座に限ります。

Q 3 口座を保有していない場合、現金で給付を受けられますか？

A 3 給付金の受取方法は、口座振込で行いますので、口座をご用意ください。



Q 4 特別定額給付金など市に届出をしたことのある口座を指定する場合でも、通帳等のコピーは必要ですか？

A 4 このような場合でも、あらためて振込先口座が分かる書類をご提出願います。

Q 5 申請書を無くしてしまいました。再発行はできますか？

A 5 申出により再発行いたします。その際、申請者本人と新生児の名前、住所、生年月日を確認させていただくことがございます。

Q 6 新生児の父親や祖父母が申請・受給することはできますか？

A 6 原則として、新生児と住所の母親のみが申請・受給をすることができます。ただし、母親からの委任があれば、代理者が申請・受給をしていただくこともできます。また、母親が手続きできない特別な事情がある場合は、新生児の父親や祖父母が申請・受給できることもありますので、「くらし・経済再生支援室」までご相談ください。

【お問い合わせ先】

長浜市役所 くらし・経済再生支援室

TEL : 0749-65-6372